

図表1 軽減税率が適用される品目

軽減税率 (8%)	標準税率 (10%)
飲食品	飲食品ではない
農産物 (米穀、野菜、果物など) 畜産物 (食肉、生乳、鶏卵など) 水産物 (魚類、貝類、海藻など) 製造・加工食品 (麺類、パン類、菓子類など) 食品衛生法に規定された添加物 飲用・食用の水 (かき氷など) ミネラルウォーター	医薬品 医薬部外品 再生医療等製品 酒税法に規定する酒類 ペットフード ドライアイス・保冷用氷 水道水
飲食品の譲渡	飲食品の譲渡ではない
宅配・出前 テイクアウト 有料老人ホーム等で提供される飲食品 学校給食 (義務教育かつ全員対象) ホテルや旅館の冷蔵庫内のジュース	レストランなどの外食 イートインスペースでの飲食 ケータリング・出張料理 学生食堂や社員食堂での食事 ホテルや旅館内のレストランでの食事
酒類ではない (アルコール分1度未満)	酒類 (アルコール分1度以上)
みりん風調味料、甘酒 ノンアルコールビール	みりん、料理酒 ビール、日本酒、ウイスキーなど
一体資産 (次の2要件を満たしたもの)	一体資産ではない
・一体資産の税抜価額が1万円以下のもの ・一体資産の価額のうち、食品に係る部分の価額割合が3分の2以上のもの	一体資産の税抜価額が1万円を超えるもの 一体資産の価額のうち、食品に係る部分の価額割合が3分の2未満のもの

軽減税率 (8%)	標準税率 (10%)
新聞の譲渡	新聞の譲渡ではない
定期購読契約に基づき、週2回以上発行される新聞	電子版の新聞 駅の売店やコンビニで販売している新聞

国税庁「消費税の軽減税率制度に関するQ&A (個別事例編)」をもとに筆者作成

分野別

増税で変わる負担を理解しよう
飲食品・日用品

基本生活費の増大を気にする人へアドバイスをを行うFPが知っておくべきことと、増税前後で家計負担がどう変化するかを解説する。

2019年10月に消費税が8%

から10%に引き上げられます。

それに伴い、お客さまから、引

上げ前に日用品などをストック

したほうが良いのか、引上げ後

でもそれほど影響はないのかな

ど、物品購入のタイミングを質

問されることも増えるでしょう。

本稿では日常の買い物の負担が

どう変化するかを確認します。

今回の消費税引き上げでは、日

本で初めて軽減税率制度が導入

されます。軽減税率制度により、

次の2品目は、消費税が10%に

引き上げられたあとも、8%の

ままとなります。

● 飲食品

● 新聞

しかし、飲食品と新聞のす

べてが軽減税率制度の対象にな

るわけではないことに注意が必

要です。図表1に整理しました

ので、しっかりと把握しておき

ましょう。

FPとして
知っておくべきポイント

飲食品

軽減税率の適用対象となる

「飲食品」とは、食品表示法

に規定する食品のうち酒類を除

いたもの。そのほか、一定の要

件を満たす一体資産を含みます。

軽減税率の適用対象となるか

否かの判断は、「役務の提供 (食
事の提供)」なのか「飲食品
の譲渡」なのかのポイントです。

一見ただけではわかりにくい

ものも多いので、いくつか例を

挙げて、軽減税率の適用対象と

なるのかならないのかを、その

理由とともに解説していきます。

○ ペットフード

「食品」とは、人の飲食用に供

されるもので、ペットフー

ドは軽減税率の適用対象ではあ

りません。

○ 氷

人の飲食用に供されるかき氷

用の氷や飲み物に入れる氷は軽

減税率の適用対象ですが、ドラ

イアイスや保冷用の氷は軽減税

率の適用対象ではありません。

○ みりん・料理酒・ノンアルコ

ールビール・甘酒

アルコール分が1度未満の場合

は「食品」として軽減税率の

適用対象になります。

○ 栄養ドリンク

医薬部外品の商品は軽減税率

の適用対象ではありませんが、

医薬品に該当しない栄養ドリン

クは「食品」として、軽減税率

の適用対象となります。

○ 果物狩り

入場料に関しては、収穫した

果物をその場で飲食させる役務

の提供になるので、軽減税率の

適用対象となります。一方、

収穫した果物の販売に関しては、

「食品」として、軽減税率の適

用対象となります。

○ セルフサービスの飲食店

顧客にテーブルや椅子などの

飲食設備を利用させるので、セ

ルフサービスであっても「食事

の提供」となり、軽減税率の適

用対象とはなりません。

○ コンビニのイートインスペースでの飲食

顧客にテーブルや椅子などの

飲食設備を利用させるので、「食

事の提供」となり、軽減税率の

適用対象とはなりません。

○ ホテルや旅館内の飲食

ホテル等の客室に備付けの冷

蔵庫内のジュースは「食事の提

供」には当たらず、軽減税率の

適用対象となります。しかし、

ホテル内レストランでの飲食は

「食事の提供」になり、軽減税

率の適用対象とはなりません。

○ ケータリング・出張料理・学

校給食・学生食堂・社員食堂

